

監査基準報告書710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書710	監査基準報告書710
過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2025年 7 月 17日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第36号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 《1. 監査手続》 (省 略) 7. 監査人は、当年度の監査の実施の過程において比較情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があることに気付いた場合、重要な虚偽表示の有無に関して判断を行うのに十分かつ適切な監査証拠を入手するため、必要と認められる追加的な監査手続を実施しなければならない。 監査人は、前年度の財務諸表を監査していた場合、監査基準報告書560「後発事象」第14項から第17項の関連する要求事項にも従わなければならない。	過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2014年 4 月 4 日 改正 2015年 5 月 29日 改正 2019年 2 月 27日 改正 2020年 4 月 9 日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 最終改正 2025年 7 月 17日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第36号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 《1. 監査手続》 (省 略) 7. 監査人は、当年度の監査の実施の過程において比較情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があることに気付いた場合、重要な虚偽表示の有無に関して判断を行うのに十分かつ適切な監査証拠を入手するため、必要と認められる追加的な監査手続を実施しなければならない。 監査人は、前年度の財務諸表を監査していた場合、監査基準報告書560「後発事象」第13項から第16項の関連する要求事項にも従わなければならない。

改正案	現 行
前年度の財務諸表が訂正されている場合、監査人は、比較情報が訂正後の財務諸表と一致しているか確かめなければならない。	前年度の財務諸表が訂正されている場合、監査人は、比較情報が訂正後の財務諸表と一致しているか確かめなければならない。
(省 略)	(省 略)
《Ⅲ 適用指針》	《Ⅲ 適用指針》
(省 略)	(省 略)
《Ⅳ 適用》	《Ⅳ 適用》
(省 略)	(省 略)
以 上	以 上
- 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年 7 月21日改正） - 本報告書（2023年 1 月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年 1 月12日改正） - 本報告書（2025年 7 月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年 9 月26日改正） - 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書560「後発事象」（ 年 月 日改正）	- 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年 7 月21日改正） - 本報告書（2023年 1 月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年 1 月12日改正） - 本報告書（2025年 7 月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年 9 月26日改正）
(省 略)	(省 略)
以 上	以 上

以 上